

# 徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務 公募型プロポーザル募集要項

## 1 業務概要

### (1) 業務名

徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務

### (2) 業務目的

ドローンショーは、視覚と技術が融合した新しいエンターテインメントであり、ナイトタイムエコノミーにつながるため、話題の拡散や地域経済の活性化にも効果が大きいと見込まれる。

令和7年11月に開催予定の「徳島おどりフェスタ2025」において、徳島市中心市街地からの観覧を前提としたドローンショーを実施し、イベントの魅力を向上するとともに、ナイトタイムコンテンツの1つとして、滞在時間の長時間化や夜間の飲食・宿泊需要につなげていくことを目的に業務を委託するものである。

### (3) 事業内容

別添「徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日(金)まで

## 2 見積限度額

8,600千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 3 スケジュール

令和7年7月25日(金)	募集開始
令和7年8月4日(月)	質問締切
令和7年8月6日(水)	質問回答
令和7年8月8日(金)	参加申込書等締切
令和7年8月18日(月)	企画提案書等締切
令和7年9月1日(月)	審査結果通知期限
令和7年9月8日(月)	委託候補者との協議・委託契約締結期限

## 4 審査委員会の設置

別途定める「徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務委託候補者選定委員会設置要項」に基づき、審査委員会を設置する。

## 5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、別途定める審査基準に基づいて公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。企画提案書をもとに候補者と業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行い、交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進むこととする。交渉開始から5日以内(県の閉庁日を除く。)に交渉が調わない場合、次点者と同様に交渉を進める。

## 6 資格要件

企画提案者(以下「参加者」という。)の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 過去3年以内に300機以上のドローンを用いたドローンショーを実施した経験を有するなど、業務手法に精通していること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- (5) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。  
※資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号:様式は徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類及びこの要項を添付して、期限までに郵送又は電子申請しなければならない。なお、申請内容について審査担当職員から説明を求められた場合は、これに応ずること。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。(提出先:徳島県企画総務部管財課調度担当(徳島市万代町1-1))
- (7) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- ⑦ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

## 7 質疑・回答

質疑は、令和7年8月4日(月)午後4時(必着)の質疑締切までに質問書(様式第1号)により電子メールで受け付ける。質問書を送付後は下記の確認先に到着確認を行うこと。なお、受け付けた質疑と回答の内容は、令和7年8月6日(水)中に徳島県HPに公開する。

- ・ 送付先 [kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp)
- ・ 確認先 TEL : 088-621-2342  
徳島県観光スポーツ文化部 観光企画課 魅力アップ担当

## 8 参加申込書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書兼誓約書(様式第2号)を提出すること。申込に当たって提出する資料は次表のとおりとする。

### 【提出書類及び提出部数等】

	提出書類の名称	部数
1	企画提案参加表明書兼誓約書(様式第2号)	1部
2	組織概要及び事業実績(任意様式)	1部

3	同種、類似業務の実績一覧表（任意様式）	1部
4	直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）	1部
5	県税及び国税の未納がない旨の証明書	1部

(1) 提出方法等

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和7年8月8日（金） 午後4時（必着）

③ 提出先

徳島県観光スポーツ文化部 観光企画課 魅力アップ担当  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

(2) 資格要件の確認

徳島県は、申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和7年8月13日（水）中に申込者へ電子メールで通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により県に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることが出来る。

② 徳島県は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答することとする。

## 9 企画提案書作成及び提出

別に定める「徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりとする。

## 10 審査

別に定める「徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務委託候補者選定要領」のとおりとする。

## 11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、令和7年9月1日（月）までに全ての参加者に文書で通知する。審査結果は徳島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。なお、資格要件の審査及び審査委員会のみで使用する。
- (3) 提出された企画提案書は、徳島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。

事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報がある場合、同条例第8条2項の規定により非開示となるので、提出書類の当該部分と非開示とする具体的な理由を任意様式により提出するものとする。開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同条例に基づき徳島県が客観的に判断する。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

## 13 その他

- (1) 企画提案参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(任意様式)を提出するものとする。辞退することにより、今後の徳島県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。

## 14 問合せ先

徳島県観光スポーツ文化部 観光企画課 魅力アップ担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL:088-621-2342 FAX:088-621-2851

Mail:kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp